

平成26年度第1回京都市男女共同参画審議会摘録

<日 時> 平成26年7月31日(木) 午前10時～正午

<場 所> 京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」2階 セミナー室B

<出席者> 委員 一村 大輔(市民公募委員)
委員 稲垣 眞咲(弁護士)
委員 大西 芳秀(日本労働組合総連合会京都府連合会副事務局長)
委員 尾嶋 史章(同志社大学社会学部教授)
委員 表 真美(京都女子大学発達教育学部教授)
委員 葛西 順子(㈱ワコール 執行役員 人事総務本部ダイバーシティ・キャリア支援室長)
委員 高田 敏司(京都新聞社論説委員)
委員 田端 泰子(京都橘大学名誉教授)
委員 西脇 悦子(京都市地域女性連合会相談役)
委員 水原 有香子(市民公募委員)
委員 三山 雅子(同志社大学社会学部准教授)

<欠席者> 委員 小澤 恭子(京都府医師会理事)

<五十音順 敬称略>

<傍聴者> 2名

<議 題> 1 委員の改選等
2 第4次男女共同参画推進計画「きょうと男女共同参画推進プラン」重点分野の進捗状況について
(1) DV対策の強化
(2) 真のワーク・ライフ・バランスの推進
3 その他報告事項
(1) 平成25年度推進事業報告書について
(2) 附属機関等における女性委員の登用状況について
(3) ウィングス京都開館20周年記念事業について
(4) 京都女性活躍加速化事業について

<内 容>

1 委員の改選等

以下のとおり決定した。

会 長：田端 泰子委員(京都橘大学名誉教授)

副会長：表 真美委員(京都女子大学発達教育学部教授)

副会長：西脇 悦子委員(京都市地域女性連合会相談役)

2 第4次男女共同参画推進計画「きょうと男女共同参画推進プラン」重点分野の進捗状況について

(1) DV対策の強化

- 補助制度で補助を行っている民間緊急一時保護施設は現在のニーズに対応できているのか。
- 25年度は1箇所の民間緊急一時保護施設で3室分の家賃補助を行った。現在の内容でニーズには対応できていると認識している。(事務局)
- 京都市は広いので、施設から遠い方は利用しにくいのではないかと。
- 一時保護については、東山区にある京都府家庭支援総合センターでも実施しているが、子どもを連れての一時保護の場合には子どもを外に出せないため、学校に行けないといったことや利用者が携帯電話を使用できないといった制約があるため、利用を敬遠される方もいる。そういった方は、先ほどの民間緊急一時保護施設や女性専用のホテル、NPO法人等が実施しているDV被害者を匿う施設等を利用されるなど、総体としてはニーズに対応できている。(事務局)
- 民間緊急一時保護施設の稼働状況はどうなっているのか。
- 現在、民間緊急一時保護施設においては空室も多く、なかなか利用されていない状況である。相談に来られる方の約3分の2が子連れであり、子どもが大きければ通学や転校といった問題もあるため、利用に二の足を踏まれ、結果、実家に帰られたりしている。(事務局)
- DV被害者の支援の問題は難しい。以前は、大阪には保護施設があるが、京都には無かった。保護施設がどこかに集中して注目が集まると被害者に危険が及んでしまうので、色々な選択肢があることは良い。
- DV被害者支援インストラクター活用講座では、何名のインストラクターを養成したのか。
- 25年度は、33名のインストラクターを養成した。養成したインストラクターの数は少ないが、他のDV被害者支援者が、本講座を紹介していただくなど事業の宣伝効果があった。(事務局)
- DV被害者支援インストラクター活用講座はどのような内容で実施したのか。
- 母親と子どもは別々の講座で、子どもの講座は小学1年生から3年生を対象に実施した。講座内容については、DV被害者である母子は、すべて夫の指示で行動し、自分で決められなくなっていることから、遊びを通じて選択できる喜びを感じてもらえるようなグループカウンセリングを実施した。(事務局)

(2) 真のワーク・ライフ・バランスの推進

- 京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金の申請について、平成26年度は12社からの申請があったとのことであるが、平成25年度に申請のあった9社と重複している企業はあるのか。
- 重複している企業は無い。原則として、1社1回限りの申請としているが、3年間を限度として複数年度にわたる申請も認めている。1社に対しての補助金の限度額は、合計で30万円となっており、平成24年度の申請企業中1社がこれに該当しており、26年度も申請している。(事務局)
- 平成25年度の実績が無いために補助金が支給されていない企業がある。事務局の説明では、メンタルヘルス対策の相談体制の整備はされたが、相談実績が無かったため補助金が支給されていないとのことだったが、具体的にはどういうことか。

- 専門医への相談があった場合に1件当たりの相談費用を支払うという申請になっていたが、相談実績がなかったため、補助金を支給していない。(事務局)
- 申請企業以外の企業では、補助金の補助対象になるような取組を実施できないと思っている企業もあると思う。そうした企業に対して、申請企業の取組や成果を広報することが必要だと考えるが、広報は実施しているのか。
- 京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金については、創設時にどういった申請があるかは手探り状態の中で開始している。事業を継続していく中で、良い取組については、ホームページや啓発誌に掲載することで広報していく必要があると考えている。(事務局)
- 企業に属している人は休業補償等が充実しているが、個人事業主が出産する場合は、出産する日まで働き、出産後は翌日から働くこともある。そのような場合は、女性は、出産を機に退職するか、出産自体を諦めるしかない。企業だけではなく、個人事業主も対象とした取組も考えてもらいたい。
- 現在の京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金については、個人事業主の方が補助対象となる制度にはなっていない。制度を継続していく中で、個人事業主に対する取組も検討してまいりたい。(事務局)
- 京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金は、企業に対する支援であるが、労働者に対してはどのようなメリットがあるのか。例えば、従業員が利用するベビーシッターの費用を企業が負担した場合、従業員に支給される経費についても補助の対象になるのか。
- 京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金は、「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する企業に対して交付するものであるため、従業員に支給される経費であっても排除するものではない。(事務局)
- ワーク・ライフ・バランスの理念として、子どもが小さい時に日常的に残業する必要があるのは良いことではない。残業しないようにしていくことが重要である。
- 働いている立場から言うと、残業イコール悪ではない。仕事は波があるため必要に駆られて残業しているのであり、残業もしたくてしている人はいないと思う。そういう状況の中で子育てしていく必要があり、ベビーシッター代に残業代が流れてしまっただけでは、何のために残業しているのか分からなくなるので、そういった支援も必要だと思う。
- なぜ、ワーク・ライフ・バランス事業を所管する男女共同参画推進課で婚活事業を実施するのか。
- 京都市の「真のワーク・ライフ・バランス」については、それぞれの年代で、会社や家庭、地域とのつながりを大事にして、自分の生き方を考えようというものである。行政が押し付けるものではないが、婚活は家庭を作ることに繋がるので、家庭を持ちたい人のために京都市が支援することもワーク・ライフ・バランスの一貫であると考えている。(事務局)
- 他に担当する部署は無いのか。
- 少子化対策という意味では保健福祉局で実施すべきであるが、「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画のリーディング事業としても婚活を位置付けているため、文化市民局で婚活を担当している。(事務局)

- 京都市において、歩くまち京都の推進を行っているが、高齢になると歩くことを大切にするライフスタイルは厳しい。別の会議でも交通機関の在り方について意見を述べたが、若い人向け、観光客向けには歩くまちの推進は良いが、障害者や高齢者は自家用車等を使用する必要がある。「真のワーク・ライフ・バランス」推進の中に介護の話も出てくると思うが、介護者も介護する上で自家用車等を使用する必要があると思う。行政の縦割りの中で考えれば、それぞれ良い取組をしていると思うが、それぞれで不足する部分については、他局との横の繋がりの中で意思疎通できるような窓口を設けてほしい。
- 婚活については、少子化対策が究極の目的だと思う。そのため、婚活事業を実施して、結婚して終わるのではなく、出産に繋がるような形で考えてもらいたい。子育てには多額の費用が必要だということや待機児童の問題など、ネガティブな情報が多いので、婚活の場に子どものいる家庭の人に参加してもらい、幸せな姿を見せるなど、婚活と出産が繋がるようにしてもらいたい。
- 婚活の場などで、ポジティブな子育ての情報をアピールできれば良い。
- 京都市では平成21年に結婚と出産に関する意識調査を実施した。結婚したい独身者が結婚しない理由は、経済的なものではなく、「結婚したい異性にめぐり逢えないから」が最も多いという結果であった。そのため平成22年から出会いの場である婚活事業を実施することとした。今後については、参加者にアンケートを取って事業に反映させる必要があると考えている。
(事務局)
- 地域活動に若い人が参加すれば、出会いの場になるのではないか。
- 真のワーク・ライフ・バランスの推進については、企業が対象なので、地域でなかなか広まらないため、若い人の地域活動に繋がっていない。地域で広がる方法を考える必要がある。そうすることで出会いの場も生まれると思う。
- 子育てしているママさん同士で、1回500円でお互いに保育所の送迎等の子育てを助け合う取組を行っている自治体があった。子育て中は孤立しがちなので、地域との繋がりを感じられる取組があれば、会社に属していない人にとっても良い取組になると思う。
- 男女共同参画推進課で婚活事業を担当すると聞いて驚いたが、婚活事業の中で、これまでの真のワーク・ライフ・バランスの推進の取組を説明し、子育てや介護のことも支援するという説明があれば、参加者も安心して結婚、出産に繋がられるのではないか。
- 結婚、出産の過程において、女性に対する様々なハラスメントがあることから、京都弁護士会の少子化対策会議でもマタニティ・ハラスメントについての勉強を行おうという話が出ている。
- 京都市は婚活事業を人口減や少子化対策として考えているのか。
- そのような考えではない。(事務局)
- ワーク・ライフ・バランスは、本当は人口減や少子化対策が目的ではないので、婚活の目的を人口増に持っていくと、違和感がある。京都市が真のワーク・ライフ・バランスの推進の中で位置付けるのであれば、その趣旨の中で実施していただきたい。
- 日本で子どもが産まれない理由としては、お金が無い、出会いの場が無い、長時間労働といった問題がある。暮らしやすい、働きやすい、子育てがしやすいまちがシビアに求められているので、各地域は真剣に取り組む必要がある。

3 平成25年度推進事業報告書について

- 京都市における女性管理職の割合はどれぐらいなのか。
- 市長部局においては、平成26年4月時点で、局長級が48名中4名である。(事務局)

4 附属機関等における女性委員の登用状況について

- 女性委員がいない附属機関等はどのようなものか。
- 主にあて職で委員が決まっており、その分野に女性がない附属機関等である。(事務局)
- あて職で委員が決まるのは分かるが、そのような委員会でも女性枠を設けるなどの取組が必要ではないか。
- 平成25年度末の附属機関等における女性登用率が低下していることを受け、市長からも厳しく指示を受けており、女性登用率の向上に向けて取り組んでまいりたい。(事務局)

5 京都女性活躍加速化事業について

- 女性リーダー向けの研修は非常に重要だと思う。このような研修に個人事業主の方も参加できるように検討してもらいたい。
- 検討させていただく。(事務局)

6 その他

- 京都市に若者が住まないのは、京都の人は付き合いが難しいといった悪いイメージが広がっていることも原因だと思う。
- 転勤してきたワコールの社員は、京都市は様々な施設がコンパクトにまとまっており、どこに行くにも30分以内で行けるのが魅力だと言っていた。そういった意見を積極的に発信していくことも必要だと思う。

<その他報告>

事務局からの報告

- ・ ウィングス京都開館20周年事業について